

出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会

1 開催の目的

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」については、法第7条（児童による利用の禁止の明示等）及び第8条（児童でないことの確認）の見直し期間（施行後3年）が経過したところ、平成18年中出会い系サイトに関係して検挙した事件の被害児童数は1,153人と、法施行後一旦は減少していたものの再び増加に転じ、依然として児童の被害は深刻な状況にある。

そこで、有識者等による上記研究会を開催し、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検討する。

2 構成員（50音順）

（委員）

加藤 秀次 (社)日本PTA全国協議会副会長
上村 彰 (社)電気通信事業者協会調査部長
桑子 博行 (社)テレコムサービス協会サービス倫理委員会委員長
甲田 博正 (社)日本インターネットプロバイダ協会行政法律部会長
国分 明男 (財)インターネット協会副理事長
苗村 憲司 駒澤大学グローバルメディア・スタディーズ学部教授
野口 京子 文化女子大学現代文化学部教授
藤原 静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
前田 雅英 首都大学東京都市教養学部長
吉川 誠司 WEB110 代表

（オブザーバー）

内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省

3 検討事項

出会い系サイト規制上の問題点
上記問題点を解決するための対策

4 今後の予定

平成20年1月下旬を目途に提言を取りまとめる予定